

9月9日（金）

（第2日）

令和4年第3回高森町議会定例会（第2号）

令和4年9月9日

午前10時00分開議

於議場

1. 議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問について

| 議席 | 氏名    | 事項                                     | 要旨  |
|----|-------|--|---|
| 5  | 後藤 三治 | 村山下交差点<br>付近に排土され<br>ている問題につ<br>いて     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 排土された土地は全てが雑種地なのか</li> <li>② 国道に面した土地への排土は、自治体の許可が必要では</li> <li>③ 景観条例から問題視されるものと解する</li> <li>④ 一時仮置きでにおいてあるが、その許可は誰がしているのか</li> <li>⑤ 町長はこのような事態をどう受け止め、今後どう対応されるのか</li> </ul>    |
|    |       | 本町のコロナ感<br>染（第7波）の状<br>況と4回目接種<br>について | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本町のコロナ感染（第7波）の現在までの総数は</li> <li>② 職員の感染者数及び濃厚接触者数は</li> <li>③ 現在の4回目接種の状況と、60歳以下の接種希望者数は</li> </ul>  |
| 8  | 本田 生一 | ふるさと納税に<br>ついて                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ふるさと納税制度・仕組みについて</li> <li>② 令和元年度から令和3年度の納税者件数・納税額はどのようになっているか</li> <li>③ 返礼品の扱いについて</li> <li>④ 企業版ふるさと納税について</li> <li>⑤ 高森町から他町村への納税者数・納税額は</li> <li>⑥ 今後のこの制度についての考えは</li> </ul> |

|   |        |                                    |   |
|---|--------|------------------------------------|---|
| 4 | 牛嶋 津世志 | 以前の質問後改善状況について<br>(高森小・中・学園)       | ① トイレ便器の洋式化は<br>② 教室机の天板交換他について<br>③ 置き勉(使用しない教材を置いて帰る)の有無            |
|   |        | 男子トイレの汚物入れ                         | ④ 町内公共施設男子トイレの汚物入れの設置は  |
|   |        | 女子トイレの生理用品                         | ⑤ 学校のトイレの生理用品の設置は<br>⑥ 町内公共施設への生理用品自販機の設置は                            |
|   |        | 上色見地区の水道管修繕工事<br><br>修繕工事などに係る基準単価 | ① 水道管修繕工事が多発している状況。説明を願う<br><br>② 現行の基準単価はいつ見直しをしたか<br><br>現状に合った見直しは |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

|            |             |
|------------|-------------|
| 1番 後藤 巖 君  | 2番 津留 智幸 君  |
| 3番 後藤 清治 君 | 4番 牛嶋 津世志 君 |
| 5番 後藤 三治 君 | 6番 芹口 誓彰 君  |
| 7番 立山 広滋 君 | 8番 本田 生一 君  |
| 9番 田上 更生 君 | 10番 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 町 長 草村 大成 君      | 総務課長 馬原 恵介 君      |
| 教 育 長 佐藤 増夫 君    | 健康推進課長 住吉 勝徳 君    |
| 生活環境課長 津留 大輔 君   | 建設課長 岩下 徹 君       |
| 政策推進課長 岩下 雅広 君   | 住民福祉課長 阿蘇品 かおり さん |
| 税 務 課 長 眞原 友紀 君  | 会 計 課 長 今村 親助 君   |
| 農林政策課長 後藤 一寛 君   | 教育委員会事務局長 緒方 久哉 君 |
| 教育委員会審議員 村上 純一 君 | 建設課審議員 高崎 康誌 君    |
| 建設課審議員 石橋 良介 君   | T P C事務局長 二子石 誠 君 |

|          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| 住民福祉課審議員 | 石田 昌司 君  | 農林政策課長補佐 | 芹口 孝直 君 |
| 税務課長補佐   | 法花津 和明 君 | 総務係長     | 馬原 孝平 君 |
| 財政係長     | 木村 允哉 君  |          |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

|        |        |         |           |
|--------|--------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 荒牧 久 君 | 議会事務局係長 | 篠田 江史子 さん |
|--------|--------|---------|-----------|

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。

それでは、高森町議会運営基準を遵守し、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（佐伯金也君）日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）皆さん、おはようございます。5番、後藤です。

質問に入ります前に御報告させていただきます。本定例会初日の諸般の報告で産業厚生常任委員長から報告があったとおり、9月5日現場視察を行い、私が6月議会で質問を行った町道祭場・片山線の現状を確認いたしました。現場で担当職員から6月議会質問後、地域住民からの要望や現場確認の結果、今後対応を考えているとの説明を受け、今議会の一般会計で補正計上をされております。このことは地域住民の皆さまにとっても大変喜んでおられることではないかと思っております。本当にありがとうございました。

さて、今回の質問事項は通告のとおり、一つ目に、村山下交差点に排土されている問題について、二つ目に、本町のコロナ感染（第7波）の状況と4回目接種について質問を行います。この質問は町民の方々にとって身近な問題であり、知りたいことのひとつも思っております。対応方よろしく願いいたします。

皆さんも朝夕道路を走行中、御覧になっていることと思いますが、国道325号線村山の下の交差点付近、高森峠を下りて来ますと、景観の一番いい場所に山積みされた排土が放置されています。私としてはこの一番いい場所に新たな建物等の建設がなされるのではと思っておりましたが、この排土は、村山地区堰堤工事から排出された排土で、一時仮置きされております。また、まもなく撤去されるとのことで安心もいたしておりました。ところが町民

からの話を伺いますと、排土を排出しようにも排出道路がないとのことでもあります。このまま放置されれば長雨の際は下流部へ泥水が流れる恐れや、今日の雨は局地的に大きな雨量をもたらし、排土箇所の崩落を引き起こす要因ともなり、下流部の住宅に大災害をもたらすことも想定されます。

そこで、この排土がどのような経緯でこの場所に排土されたのか、また排土にかかる許可等がどのように行われたのかについて質問いたします。なお、今回の質問は排土を行った業者や土地の所有者に対し、異論や質問を行うものではないことを申し添えます。

この排土問題は全国各地で問題化しており、最も身近な事例として熱海地域での長雨によりまして、上流部分の排土が土石流となり街中を襲い、多くの犠牲者を出した災害が報じられております。本町の排土問題とは比較にならない規模ではありますが、多くの町民の皆さまが景観上からも災害面でも大変心配されていることと思います。

そこで、さきに実施された事前調査で各担当者が回答された資料も活用し質問いたします。一つ目に、排土された土地は全てが雑種地なのかについてお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）おはようございます。

排土された土地は雑種地なのかというお尋ねでございますけども、土地は全部で5筆ございます。そのうちの2筆は宅地、1筆は雑種地、あと残りの2筆は農地となっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）ただいま答弁いただきました。排土された土地は全部で5筆、2筆が農地とのことでもあります。基本的に雑種地については許可等はないというふう聞いておりますが、農地もあるということで、また今回の排土につきましては、私、数量等分かりませんが、いろいろな方にお聞きしますと、2万㎡近い量が排土されていると聞いております。当初なんか聞きますと、雑種地だけに排土される計画があった、それは私確かではございませんけれども、2万㎡もの排土があるということとなると、当然隣接する土地にもかかるのではないかとということで質問させていただいたんですが。

そこで、農地が2筆あるということになりますと、農地につきましては町の許可が必要と私は考えております。排土許可をされたのかお答えいただきたいと思います。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。マスクを外してください。

○農林政策課長（後藤一寛君）自席から失礼いたします。

農地でありますので、その分の許可をしたのかということでお伺いされておりますけれども、農地につきましては皆さま御承知のとおりと思いますけれども、当然農地法の規制がございますので、それぞれの目的に応じた申請、手続きが必要になってくるかと思っております。

今回のケースにつきましては、先ほども話されましたように県の工事でございますので、私どもが一切の連絡は受けておりません。その上でやっぱり住民の方から私どもにちょっと質問なり連絡なりがございましたので、それが5月13日でしたので、その翌日の早朝に関係者、今の農業委員長、それと地元の農業委員さん2名、それと私を含めました職員2名、合計5名でその農地につきまして現地を確認させていただきました。その足で工事業者と地権者の方が2名いらっしゃいましたので、その方々を役場のほうにお呼びいたしまして、その関係の内容を詳細に聞き取りを行いました。一番重要になってくるのは当然農地ですので、土砂を盛土された農地をその後どうなさるのか、ポイントはそこでございました。現地で確認したのは排土表面の農地としての表面50センチぐらいを排土してあって、わざわざ横に避けてあるのを確認しております。その事実から工事が終わり次第、元に戻して農地として使うということで確認は終えております。

したがって、そのことで農業委員長以下、それで指導をという形でその場で収めさせていただいております。ただ、この裏付けといたしまして確約書の提出を求めておまして、しっかりそこは書類としても出てきておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）ただいまの答弁では、本来は農地が2筆ありますので、農地法の関係からはその目的に応じた手続きが必要であるという基本を話された後、今回の排土のケースにつきましては県の工事であり、町のほうにそういった指導もいろいろされていないということでもあります。

ただ、やはりその現場を有する町としては、農業委員会等々関係者立会いの下、工事終了後、畑に戻すという確約書を取られておるということで安心はいたしました。先ほど言いましたように、畑になることが一日も早くできることを望んでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

二つ目の質問ですが、国道に面した土地への排土は自治体の許可が必要では。さらに、三つ目に、先ほど申しましたように排土されている土地は景観上も非常にいいところでございますから、景観条例から問題視されると解するがについて、担当課のお答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）おはようございます。

ただいま、5番、後藤三治議員より御質問がございました国道に面した土地への排土、これにつきまして自治体の許可がまずは必要ではないかという御質問でございますが、景観条例等、こちらにおける自治体の許認可につきましては、ある一定の基準に基づいて必要とされるものでございまして、御質問のように、例えば具体的に国道に面した土地への排土について等、自治体の許可が必要であるというような明記はなされておられません。なお、今回の排土につきましては、県の工事、つまり地方公共団体の工事に伴うものでございますので、景観条例第8条の規定に基づき工事に関する届出や通知につきましては不要となっております。

また、景観法に基づくものということでございますが、今申し上げましたように、今回の排土につきましては地方公共団体の工事に伴うものでございますので、私どもといたしましても問題になる行為ではないと判断をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）景観条例等における自治体の許認可については、一定の基準に基づき必要とされるもので、国道に面した土地への排土につき、自治体の許可が必要との明記はないと。さらに、今回のケースは先ほどから申しますように県工事であり、景観条例第8条の規定で届出や通知は不要であるとの答弁であります。

実は、事前調査の回答で、景観法に基づき事業行為をされるときは届出が必要となっております。ただ、国、地方公共団体が行う事業行為につきましては、特例により届出を必要としない規定がある。その場合においても、あらかじめ景観行政団体の長にその旨を通知しなければならないともなっております。ただ、高森町の景観条例では、届出も通知も必要ないということになっているとのことでありますので、届出の必要については、国、地方公共団体は必要ない。ただその場合も通知が必要ということがちょっと私自身は理解に苦しんだと

ころでもあります。必要があれば、上にならって改正等も必要かなと思いましたが、ただいま詳しく担当課長のほうから答弁いただきましたので、この件につきましては了解が取れましたので、そのようにお伝えしたいと思っております。

次に、四つ目に、一時仮置きで置いてあるが、その許可は誰がしたのかについて答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。

○農林政策課長（後藤一寛君）一時仮置きで置いてあるということで、その許可は誰がしたのかということのお尋ねでございます。先ほど申しましたとおり、県の工事でございますので、誰が許可したというかそういう部分が私どもでは分かりかねます。ただ、先ほどから申しておりますとおり、農業委員会に対しましては一切、遡って見ましても申請等は上がっておりませんので、農業委員会から許可というのは出ておりません。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）ただいまの答弁でも今回のケースは県の工事であり、誰が許可したということはわからない。また、農業委員会等にも一切申請が上がっていないため、農業委員会からの許可もしていないとのことであります。

こういうケースはそう多くあるものではないと思いますが、できますなら、やはり町民の方がいろいろ心配をされる案件でもありますし、今回を機にそういったマニュアル等もつくられることも検討していただければなと思っている次第であります。

私たち住民にとっては、この一時仮置き状態が長く続くことが日々の生活において大きな恐怖となってきます。冒頭申し上げましたが、全国では排土がもたらした大災害の報告がされております。一日も早い排土の撤去を願うばかりであります。

さて、排土の撤去となりますと搬出道が必要となりますが、現在その搬出道がないとの話を聞きます。このような状態で本当に排土の搬出ができるのか、誰もが心配していることではないでしょうか。見通し等があればお聞かせください。お願いします。

○議長（佐伯金也君）農林政策課長、後藤一寛君。自席どうぞ。

○農林政策課長（後藤一寛君）自席から失礼いたします。

排土のほうが一に元に戻るのかということでお伺いしたかと思えます。先ほどから申しておりますとおり、県の工事ですのでという言い方は、非常に何か申し訳なくも感じるんですけど、

いかんせん縦割りの行政ですので、ここは私どもが原状回復がされるかどうかもお答えできる立場にもないし、また状況も分かりません。

ただ、我々にできること、目の前できることとしましては、農地部分、農業委員会部分に係る分に対しまして、先ほどお話ししましたように三者で協議を行っておりますので、その確約もさらにいただいておりますので、その部分について肅々とそこは履行できるように努めてまいりたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） ただいまの答弁でも、もう何度も申し上げますが、県工事であり、どのような原状回復されるかの答えはできないという、まさにそのとおりだと思いますけれども、さらに農地部分に関しては関係者で確約等も取っておりますので、それを正確に履行していただく、これが一番だと考えておられるようであります。大変だとは思いますが、町民の安心・安全な生活のため御尽力いただきますようお願いしたいと思います。

この問いの最後の質問となりますが、町長にお尋ねしたいと思います。

今、幾つか排土問題につきましてお聞きしましたが、基本は県工事であり、町がタッチできない部分も多々あるというお話をいただきました。ただその中でできることは、現在までやってきたという担当課長の答弁であります。町長自体、どこが工事をされようが、高森町の長としてこのような事態をどう受け止めておられるのか。また町長としては、今後どう対応していかれるのかお尋ねしたいと思います。

私といたしましては、排土の搬出道路が現在確保できない状況、排土をこのまま放置されますと、町民の不安や不信感は増すばかりで、ひいてはさらなる問題も発生することが予想されます。

これまで担当課長から答弁いただきましたが、先ほどお願いしましたことについて御答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐伯金也君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 通告どおりで最終的に議員が御質問なされて、担当課が答えて、それに対してこの事実をどう受け止めて、また町としてやはり考えることは無いのかということでございます。

これは議員さんお分かりだと思いますが、この排土の問題を考えると、やはり一番対

応をしなくてはいけないのは、これは発注元である熊本県だと思っております。なぜかと申しますと、工事に入る段階で、これは工事には工程表というのがありますので、それに沿った協議が当然行われていると思っておりますし、その時点で排土をする箇所もこれは判明しているものだと通常は思っております。また、熊本県であれば農地法の手続き等の必要性も熟知されているものだと思っておりますので、その件も含めて、今回の一般質問後に、県のほうにはさらにしっかり申し入れを行いたいと思います。

また、景観上のことも問われましたが、やはりこれは影響があると私も思います。なぜかと申しますと、この根子岳をはじめ、この南阿蘇地域はやはり観光客誘致、インバウンドでどの自治体も展開をしておりますので、そこでやはり違和感を与えるというのはこれは決していいことではないと思っております。この景観上に関しましては、この工事期間が終了後にですね、つまり発注元である熊本県に早急に原状回復の対応をしていただくということを、工事終了後に申し入れたいと町長としては思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） ただいま町長のほうから、私にとっては力強いといえますか、しっかりした答弁をいただきありがとうございます。

本来、この工事自体は県工事でありますので、町長も話されたとおり、やはり高森町にそういう排土、いろいろ工事の計画があれば、何なりとやはり情報を地元の町村に流すべきではないかと、そこははっきり分かりませんが、今の現状では全然なかったということでございますので、その辺も今後いろいろ県に対して要望していただきたいし、特に景観上、町長が一番こういういいところに排土されるのは町にとっても損失が大きいと言われましたし、今定例会終了後、県に対してもきちんとした申し出をされるというような力強いお言葉をいただきましたので、町民の皆さんも今の言葉を聞かれて安心されているのではないかと思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

何度も言いますが、この325号線の村山下の交差点、ここは誰もが通るたびに、やはり曲がりくねった道路を下りてきますと解放感に浸るといいますか、雄大な阿蘇の五岳や根子岳を一望に見える場所でもあります。そこにそういったものがあると、何だこの町はということになりかねませんので、今現状そういう状態でありますから、いち早く元の状態に戻るよう御尽力賜りたいと切に願ひしておきたいと思ひます。

二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は、本町のコロナ感染（第7波）の状況と4回目接種について質問いたします。

国内の新型コロナウイルスは令和2年1月に始まり、現在まで様々な変化を繰り返し、7、8月は第7波の最盛期で、9月に入りまして多少減少傾向にありますが、今なお高止まりが続いている状況であります。議会におきましても地方再生特別委員会を設け、町民の安心・安全な暮らしを応援するため、町行政と様々な町独自の取り組みを評価してきたところでもあります。

しかし、コロナウイルスの猛威は衰えるどころが、高森町のような小さな規模の町にも容赦なく入り込み、連日の新聞報道を見ますとその数に驚かされているところでもあります。私の周りにも、皆さんの周りにも、コロナ感染者や濃厚接触者が見られ、大変苦痛な日々を送られていることを承知されていると思います。

そこで、はじめの質問は、本町のコロナ感染（第7波）、この第7波は私としては6月の終わり頃に始まったのではないかと、違うかもしれませんがそういう認識をしておりますが、できますなら7月の初めからでも結構です。現在、高森町でどれだけの方がコロナに感染されたのか。もう新聞等で実数は報告されておりますので、ここでは総数を述べていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）おはようございます。

熊本県が9月4日時点で公表した居住市町村別感染者数によりますと、先ほど言われました令和2年1月からの最初からなんですけれども、1号の方から熊本県全体で30万2,498人の方が累計感染者数としていらっしゃいます。うち高森町は803人ということで発表されております。御質問がありました第7波では、7月、8月の2カ月間で町内の累計感染者数は583人となっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）ただいまの担当課長の答弁では、令和2年からの数字をまず述べていただきました。県下では30万を超える方が感染されているし、高森町では803名、それから私がお聞きしたかった第7波につきましては583名という方がおいでだったということでございます。本町の人口は6,000人をちょっと下回っているのではないかと思いますので5

83名ということになりますと、約1割の方が感染されているという状況で、本当に町中においても皆さんやっぱり大変心配されておられたんじゃないかな。今朝の新聞を見ますと、今日もゼロではありませんでした。毎日何名かの方がかかっている状況とっております。

こういう人数を今お示しいただきましたが、よく言われております重症患者、コロナにかかれて、先ほど言われた583名の中で本町ではこの重症患者になられた方がおいでなのか。また、聞くところによりますと、本町は第3回、現在第4回もよそよりも早くコロナワクチン接種をされております関係で、かかれても軽症の方が多いとも聞いております。軽症の方は自宅で待機すると、療養するということになるかと思いますが、そういう方から町に対してやはり困りごとの相談はなかったのか。

特に私が一番危惧するのは、やはり高齢者二人暮らしの世帯、同時にかかれますと右も左も見ても何もできないような状況ではないかと私は思います。そういったことで、そういった方に本町から何らかの支援等があったのか、またそういう考えがあるのか併せてお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君） 住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん） 重症患者につきましては、高森町のほうで町で個別の感染情報というのは把握しておりませんので、発生したかどうかというのはこちらでは分かりません。

また、困りごとの相談につきましては、療養期間中、自宅療養をされた方というのはたくさん今回いらっしゃったと思うんですけども、そういった生活面での不安や悩みについての相談というのはこちらのほうにはあっておりませんが、本町では抗原検査キットの無料配布と、血液中の酸素飽和度を測定する指に挟むタイプのパルスオキシメーターの貸し出しを行って行っていました。現在も行っております。療養者の御家族からそういった意味で貸し出しや無料配布の申請は増えたかと思っております。こういった町独自の取り組みとして検査キットの配布やパルスオキシメーターの貸し出しを行ったことによって、町民の皆さまの安心にはつながったのかなと思っております。

次に、高齢者の感染世帯への町の支援についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、町には感染者の情報がないため個別に支援を実施することはできない状況でございます。頼れる方がおらず食料などに困られるような場合につきましては、県が感染者については把握をしておりますので、県が調査の上、食料などの支援を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） ただいまの答弁では、コロナ感染自体が町の領分じゃないといいますが、県といいますが、保健所管轄になるということで、重症であるか軽症であるかということは把握できないという答弁であったかなと思います。

また、困りごと相談についても町のほうにはあまりなかったということですが、聞くところによりますと、幾つかの町村で非常に今回の第7波の急増によっていろいろなことが町に相談されていた、相談といいますが苦情みたいなことがあったという情報も聞いておりますので、本町はどうだったのかということをお聞きしたところ、そういうことも一切なかったということで安心いたしました。

さらに、先ほど言いましたように、7月、8月のコロナ感染者が583名と数値的には多いわけですが、その反面、本町は抗原キットとか酸素飽和を貸し出しながら早めにそういった対応をしてきたことで、数的には上がったが、結果的にはかかられた方も軽症で済んだのではないかというお話もいただきました。本当にありがたい対応であったと思います。

また、高齢者に対しましては、先ほどやはりコロナの重症は県がされますので、対応についても県がされたということで本当にありがたいことだと思っております。

そういうことで、次の質問にちょっと移らせていただきたいと思いますが、今の質問と重複することとなりますが、私が一番心配するのはやはりこういったコロナ対応をされている従事者の方ですね。特に事務的にされている役場の職員さんもこの例から外れることはないと思います。583名の中にもたくさんの方のおられたんじゃないかなと。そういうことで通告書では数をお聞きしたいと出しましたが、そのお答えできない部分についてはお答えいただけても結構なんですけど、私が一番心配するのは、要するに事務に支障がなかったのか。私はここが一番だと思います。やはりこれだけ多くのコロナ感染者が出てくる中で、その要となるのは、やはり役場職員の方ではなかったかなと常日頃から思っておりますので、やはりそういう方が役場内に出てきますと、残された職員の方に重みが重なってきますので、数は別にして状況について、大変だったかどうかその辺をちょっと詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（佐伯金也君） 総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君） おはようございます。

先ほど阿蘇品課長の答弁にもありましたが、熊本県はコロナ感染者のみの公表となっております。感染者及び濃厚接触者の詳細については公表されていないのが現状でございます。高森町においても同様に感染者等の詳細は公表しておりませんし、また役場職員に限定された内容になりますので、職員の感染者数及び濃厚接触者数については答弁を差し控えさせていただきます。御了承いただきたいと思います。

次に御質問がありました役場の業務体制につきましてですが、これはコロナ感染のみならず、やはり病気やケガでの休暇、それから個人の都合による休暇等が重なった場合は、職員の数が満たされないということがあります。そのような状況に備えまして、各課局長が中心となって日頃から住民サービスに支障を来さないような体制づくりを行っております。そういったことで、今回若干の感染者というのは実際ありましたけれど、それにつきましても各課で協力体制を持ちながら、住民サービスが低下することがないようにやっておりますので影響がなかったと認識しております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君） ただいま総務課長のほうから答弁をいただきました。本来が公表されていないことであり、お答えすることはできないとの答弁だったと思います。ただ、職員の中にも数名の方がおられたと。ただ、そういう場合、要するにコロナに限らず、常日頃の病気とかいろいろな災害時等についても一緒だと思いますが、業務体制を日頃から十分見直しながら、住民に支障がないようにいつも心がけているということで、本当に町民の方も安心されたのではないかなと思っております。ありがとうございました。

今回の第7波をいろいろな方からお聞きします。また、報道でもお聞きしますと、ほとんどが小さい、保育園や幼稚園、そういった子どもさんが要するに自分自身で防御ができない、そういうのができないところから入って来たことも、一つの爆発的に大きくなった要因ではないかというのも報じられております。

まさしく本町におきましても話を聞きますと、そういう小さいお子さんから家庭内感染が出てきたという事例もたくさん伺っております。5人子どもがおりましたが、1人がかかったら最終的には全部かかりましたというお話も聞いておりますし、それは当然のことだと思います。小さいお子さんに自分だけ部屋に閉じこもっていなさいとか言ってもそれは無理なことですので、当然そうだったと思います。

ただ、やはりかかられますと、最終的には保護者、あるいは家族内に高齢者がおられるとそこまでいくということで、現在のところそういう事例はありませんが、今後も十分注意してこの対策にあたっていただければなと思っていますところでございます。

最後の質問となりますが、現在4回目の接種がされていると思います。ここでお聞きしたいのは、今現在4回目の接種状況がどうであるのか。

それから私がちょっと思ったのは、この4回目からは60歳以下の方につきましては、特定疾病等をお持ちの方に限ると上のほうが変わったとお聞きしています。それは全国的なことかもしれませんが、本町では先ほど言いましたように、今まで聞いたことがないような感染状況でありますので、また61歳以下の町民の方からもよくお話をいただきます。「うちのじいちゃん、ばあちゃんもうコロナの接種通知が来たばってん、私には来ん」と、「何で来んとだろか」と。実際は先ほど申しましたようなことでTPC、あるいは広報等を通じて周知はしてあると私も思っておりますが、それでもなお私には来ないという方もおられます。ですから、今からでもやはりそういう方に周知をしていただくことと、現に60歳以下のそういう特定疾病を持っておられる方等が今回4回目、どれだけおられたのかをちょっとお聞きしたいなと思っております。

それから、最後にですが、町長にお願いがあるんですが、今回の本町のコロナ発生状況を見ますと、非常に数的にも他町村に比べて人口的にも多いという私は気がします。その要因は先ほど申しました日頃から抗原キットとかいろいろ対応することで、早期に発見ができたという面もあろうかと思えます。

そういうことを今回の第7波をどう町長は町長として思われているのかが一つと、もう一つは、今申しました60歳以下の特定疾病以外の方の接種を3回目同様、町独自でもしていただくことはできないものかという気持ちを持っております。本当にこう多くなりますと、やはり自分のことは自分で守らなきゃいけないから、打ちたいという希望の方もたくさんおられると思います。そういうことも含めて最後の答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐伯金也君）住民福祉課長、阿蘇品かおりさん。

○住民福祉課長（阿蘇品かおりさん）まず、4回目の接種の状況についてお答えからしたいと思います。4回目の接種でございますが、高齢者施設などの施設接種を7月1日から開始しまして、高森総合センター特設会場での集団接種を7月28日から開始いたしました。9月4

日時時点で2,066人の方が4回目接種を完了している状況でございます。

先ほど60歳以下と言われましたが、今回対象が少し狭まりましたのが60歳未満の方ということになります。60歳以上の方は3回目接種をされている方は全員対象となっております。60歳未満の方は先ほど言われましたとおり、基礎疾患をお持ちの方、重症化リスクの高い方、医療従事者の方、施設従事者の方に限られております。60歳未満の接種希望者は、今のところ私どもで接種券を発送しておりますのが232人ということになっております。

なお、60歳未満の方に関しましては、3回目終了された方を対象に5月に全員にお手紙をお送りしております。対象に該当して接種券を御希望される場合はコールセンターのほうに電話、もしくは書面で申請をしてくださいというお手紙を出しておるところです。

以上でございます。

**○議長（佐伯金也君）** 4回目接種については大変重要なことでございますので、通告にはございませんでしたけれども、町長のほうで答弁をしていただきたいと思っております。

町長、草村大成君。

**○町長（草村大成君）** まずは、議員が御質問していただきました町民の皆さまや職員、ここで今も働いております。コロナに罹患したからといって、コロナ最初の頃のように、いろんな中傷とかそういうところが今は起きていないということが当町にとっては一番うれしいことでありまして、決して陽性になったからといって何もできないとか、誰からどうのこうの言われることはないというようなこの雰囲気だったり環境を、この2年間でつくれたことは本当によかったかなと思っておりますので、体調に変化があられる方は、今このケーブルテレビを観られていると思っておりますので、お医者さんだったり役所にでも相談をしていただければと思っております。

その上で、第7波の総括ということで、議員おっしゃるように、これは今回は国が行動制限を基本的にしなかった、つまりほかの国を見てわかるように、感染が拡大するのは予測できていたわけです。7月、8月と当然これは陽性者の方が増えて、現状は少なくなってきたと。これは本町においても同じではございますが、やはり日々ゼロになることはなく、やはり数名の陽性者の方が小さな自治体でも出ていっているということです。また今後、9月後半、敬老会以降のシルバーウィークだったり、いろんな集まり等でも懸念されているところがございますので、町といたしましては、引き続き感染対策の呼びかけをしっかりと行っ

てまいりたいと思っております。

ワクチンの4回目接種に関してでございますが、議員がおっしゃったとおりでございます。現在条件が付けられております。これはどこの自治体の首長さんも財源がある無いかかわらず、より早く接種環境を整えて、4回目だろうが5回目だろうが町が買えるものであればやりたいというのは思いとしては皆さんあると思います。それは私だけではないと思います。

しかし、これは予防接種法上の臨時接種として国が位置づけておりまして、国からの指示と、議員さんお分かりですけど、指示という形で通知が来る接種でございますので、こちらから町が接種を実施するということが不可能でございます。大変、その上でなぜ私たちが希望者が打てないのかというところが、高森の住民もそうですけど国民にあられるのは理解をいたしております。

だからこそ国も現在、今度新しく出るオミクロン株に対応した2価ワクチンというんですが、これは現時点では報道で予想されていますのが、1、2回接種を終わられた方で12歳以上すべての方が、希望者には対象となる見込みが現在示されておりますので、それがしっかり確定したり、しっかりした情報、また指示が来た場合には、なるべく早く町民の皆さまに情報発信をすると同時に、接種体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

それと、この議員が御提案でもあります、お気持ちはよく分かります。高齢者2名の、特にお二人世帯だったり、一人世帯の方ですね、これはもう本当、買い物にも行けない、そもそも体がきつい、高齢化しているという中で、やはり個人情報の保護の観点からこれは公表いたしませんので、自治体は知ることができません。だったなら町、市町村独自で窓口をつくって何かできないかという提案もあるかとは思いますが、そもそもが陽性者の方なのかどうなのかと確認もこちらができないので、言われた方に全部食料品を渡すような形になることも懸念されます。ですので、いろんなことを考えましたがなかなか難しい。ただ気持ち的には、町がやれないなら社協でもやれないのかというところの感情的なところは私も本当いろいろ考えましたが、やはりここはどうしても個人情報だったり、申告をこちらが確認することがなかなか難しいという現状でできません。だからこそほかの自治体ではない抗原検査キットの医療用キットを議会の皆さんの後押しをいただいて、これまで約数万本そろえて、早期の発見、そして早期の治療というところに心がけてきているところでございます。

引き続き、何かできることがあれば考えていきたいと思っておりますので、その切はよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）担当課長からは、第4回の接種状況についてお知らせいただき、また60歳未満、現在の希望予定者についても数字を示していただきました。ありがとうございました。

それから、町長にはこの第7波の総括としていろいろ感じておられることを含めてお話しいただきありがとうございました。今回町長が言われるように、第7波につきましては、国からの行動制限等が出されなかったということも一つの要因じゃないかなとまさしくそのようにも思いますし、60歳未満についてもいろいろな制約があると。市町村ではこれに対していろいろ問題もあるけれども、予防接種法上そうなっているという状況もお話していただきました。さらに今後のオミクロン対応、2価ワクチンですか、今後それが来れば、全町民に接種をお願いしたいというお話もありました。

何と言っても町長が言われた中で、やはりこの2年間、いろいろ本町、全国一緒ですけれどもコロナ対応にあたってきましたが、本町は今回の第7波についてもそういった誹謗中傷をする人はいなかったと。これが一番だと思います。そういうことで、やはり行政が町民に対してきめ細かな指導等を行ってきた成果ではないかなとも思っているところでございます。本当に答弁いただきましてありがとうございました。

私たち議員も残すところ半年になります。今現在、コロナ感染（第7波）は高止まりの状況にありますが、これまでに増して、議会と町、執行部が連携し、コロナ対応にあたってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（佐伯金也君）5番、後藤三治君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思いますますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）それでは、11時10分から始めたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）おはようございます。8番、本田です。

私は今回、ふるさと納税について質問をさせていただきます。ふるさと納税制度・仕組みについて。また令和元年度から令和3年度の納税者件数・納税額はどのようになっているのか。また、その関連に付随したことについて質問をさせていただきます。返礼品の扱いについて。また、企業版ふるさと納税について。また、高森町から他町村への納税件数・納税額がどのようになっているのか。最後に、町長に、今のこのふるさと納税制度等について今の高森町のこと、また今後について大変活躍をなされておりますけれども、最後に町長のその気持ち等についてお伺いをしたいと思います。

私は、今回の質問につきましては、まず6月の定例会中でもございましたけれども、6月11日の新聞に掲載をされておりました。ふるさと納税についてのことであります。はっきり言いましてあまりいい記事ではなかったと私は思います。

そこで、議会中でもございましたので、町長よりこのことについての説明、報告が話されております。町長いわく、むしろこれは、高森町は被害者であると述べられておりました。この後、全員協議会が開催をされ、担当課の政策推進課より丁寧な説明、報告等がなされております。これは新聞掲載についての報告でありましたので、質問等は二、三ぐらいあったかなというところであったと思います。このようなことも含め、私は数年前からの高森町のこのふるさと納税額等について、特に大変関心を持っておったところであります。

もう皆さん方御承知のように、令和3年度におきましては、これも新聞に載っておりますけれども県下第1位であります。後で納税額等についてお伺いをいたしますけれども、本町高森町のこの納税額におきましては、他町村からも大変注目をされております。これは役場職員の皆さん方がこのふるさと納税の認識の中で、特に担当課、農林政策課の職員の皆さんはもとより、特に町長の職員、また企業、特に後でお伺いをいたしますが企業版ふるさと納税等につきましては、町長の手腕と申しますか、また人脈等を最大限に生かされた結果がこのような金額になっていると私は皆さん方に感謝を申します。本当に注目の的であります。こういった納税額になっておりますけれども、町長が先ほど私が述べましたけれども、こういった影響度が出なければいいがなと私は気にしているところであります。

今、高森町はこのふるさと納税のお陰で、特に一般会計、いろんな各種イベント、行事等

につきましても、このふるさと納税の金が使われているわけであります。大変このふるさと納税のお陰で私たちは恩恵を受けております。重ねて、町長をはじめ職員の皆さん方に感謝を申し上げます。特に、納税者の方には感謝を申し上げるところであります。

では、町長の報告の中で、高森町はむしろ被害者であると述べられておりますけれども、私もそうなりはしないかと心配をしているところでございますけれども、このことにつきまして、課のほうから何らかの対応、対策が取られているかをお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）おはようございます。

この件に関しましては、先ほど本田議員も話されたとおり、6月定例会の冒頭で町長が挨拶の中で述べられましたとおり、本町は被害者でありまして、当町から当該サイト運営会社に依頼した事実もございませんし、本町名を掲載することに承諾した事実もございません。新聞に記事が掲載される6月8日にネットニュース等で本町を過去の寄附先として記載していることを確認しておりまして、その翌日付で町のホームページに一切関係ありませんということと、当該サイトで寄附された場合のトラブル等については当町では責任を負いませんという内容の記事を掲載して注意喚起を行っております。

対応については以上でございますけれども、この件に関しまして新聞記事に掲載以降に、電話等で問い合わせ、また苦情などは一切あっていないことと、当該サイトにつきましては、新聞掲載後にサービス終了となっていることを御報告いたします。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）今、課のほうから説明をいただきました。これは私どもにこのことについては説明がっております。その後につきましても、いろんな苦情、またいろんなことはあっていないというようなことで安心をしているところでもありますけれども、私はこの新聞の掲載が6月、そして7月に臨時議会が開催をされております。ふるさと納税関連の補正予算が生まれ、風鎮祭の花火、風鎮太鼓のメンテナンス、修繕費等が組まれておりました。8月には3年振りに開催をされました風鎮祭、この花火につきましては大変好評であったと。この効果大であったと私は思っております。大変皆さん方喜んでいただいております。また、風鎮太鼓につきましては、本当にこの風鎮太鼓、一時はどうなるかと私ども心配をいたしておりました。地域おこし協力隊の096k歌劇団のメンバーの方々が太鼓部を結成をされ、

日々練習に励まれております。風鎮祭のあの総踊りの後、交流館のほうでその太鼓の披露がなされておりました。演奏と申しますか、演舞と申しますか、見事な風鎮太鼓でありました。感動いたしました。

9月になり、今定例会が始まったわけではありますが、このふるさと納税者の方々が特に動かれるのは、今から12月にかけてというようなことでございますけれども、こういった影響は出ないと思いますが私は心配をしているところであります。

では、ふるさと納税制度・仕組み等についてお伺いをいたしますけれども、その前に詳しい説明をいただきます前に、私のふるさと納税についての、間違ったところもあろうかと思いますが、認識の中でこのふるさと納税制度・仕組みについて少しだけ述べさせていただきます。

私はこの制度につきまして、これは2008年に始まったんだろーと思っておりますけれども、当初は地方創生のためにつくられたもので、地方から都会へ行かれた方々が自分のふるさとへ、また自分の応援をしたい市区町村への寄附がなされ、ふるさとの特産品であったり、農産物であったりなどが送られ、これがお礼の品として送られております。これが私はふるさと納税制度かなというようなところでございました。

しかし、この返礼品というのはこの制度始まりました当時は、何の法的措置、そういった縛り等はなかったようであります。これは市区町村の自治体がいかに多くの納税額を得るかに取り組まれ、納税者の方にふるさとの特産品であったり、農産物等を送り喜んでもらうために考えられたのが返礼品だそうであります。

しかしながら、この市区町村の自分の町や村のPR、宣伝のために、納税額の50%、60%、それ以上の返礼品、中には返礼品物ではなくギフト券などが返礼品として使われるようになってきたと。そこで、国のほうが2019年度からはこの納税額の30%を上限とすると。また、返礼品においてもふるさとの特産品であったり、産物をするとのことが決められているようであります。先ほども言いましたが、これは各地の自治体が多く寄附金を集めるために、高額の返礼品を送るようになったのが理由とのことであります。

私は、またこの納税者の方々のメリット、これはどこにあるのかと私考えて今度少しだけ勉強させていただきましたけれども、ただ私は寄附された方がその納税額に対しての30%の返礼品だけを受け取るだけとっておりましたが、これは納税者の方がこの制度に則り、申請、手続き等がなされれば税控除が受けられ、次年度の確定申告であったり、またサラリ

ーマン、企業所得などの方につきましては、簡単なワンストップ特例制度などがあるよう  
あります。自分の住民税、所得であります、その範囲内であれば税控除が受けられるよう  
であります。しかし、個人の負担は2,000円だけはあるようでありますけれども、寄附を  
する自治体も5自治体まで可能とのことであります。一つの自治体に何回してもいいよう  
あります。この制度をよく理解をされ、利用されている方にとっては大変お得な制度かなと  
私は今回思ったところであります。

今、私はこの制度・仕組みについて、私の気持ち、私の認識の中でお話をさせていただき  
ましたけれども、私のしゃべりましたことについて間違ったところもあろうかと思いますが、  
そこは担当課の課長が後で訂正されても結構でございますので、このことについての、詳し  
いふるさと納税制度・仕組みについてをお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） まさしく本田議員が調べられたとおりでほぼ間違いありませんの  
で、私のほうから補足も含めて説明させていただきます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体に寄附をすることができ  
まして、そのお礼の品として寄附額の3割以下の返礼品を受け取ることができます。また、  
寄附額から2,000円を引いた金額については、住民税の控除を受けることができます。税  
控除の各個人の上限額については、収入や控除額等に応じて異なりますが、自己負担2,00  
0円で好きな自治体を応援しながら返礼品を受け取ることができるという制度です。

ふるさと納税制度は、2008年、平成20年ですけれども4月に創設された制度です。本  
町は平成27年からお礼の品として、あか牛の牛肉を登録いたしまして寄附を募っておりま  
した。

その後、先ほど本田議員が言われましたとおりに、全国的に返礼品競争が過熱いたしまし  
て、地元と関係のない品を返礼品にしたり、御存じのように広く使用可能な商品券を返礼品  
とするなど、一部の自治体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されて  
おりました。

総務省といたしましては、このような状況が続けば制度全体に対する国民の信頼を損なう  
ほか、他の自治体に対しても好ましくない影響を及ぼすことを懸念しておりまして、返礼品  
送付について見直しするよう通知を出しておられましたが、完全に見直しすることはありま  
せんでした。

そこで2019年、平成31年の4月でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律の成立によりまして、同じく令和元年6月1日より、総務大臣が基準を満たす自治体をふるさと納税の対象として指定することとなりました。

本町でも、毎年度総務大臣へふるさと納税指定申し出を行ってございまして、年々少しずつ増やしております返礼品一つ一つについて、これまでに指定から除外されることはなく、健全なふるさと納税制度の運用ができていると考えております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）私は先ほど述べまして、あまり訂正されなくてほっとしております。間違ったことを私述べておりはしないかと心配をいたしてございました。

今、課長のほうから詳しいこのふるさと納税制度・仕組みについてをお伺いを、私の述べたことについて補足していただきました。大変ありがとうございます。

これは後からちょっとお伺いしますけれども、いろんな御苦勞等なされていると思いますけれども、では、これは最初の比較をするために、最初だけですね、令和元年から令和3年、昨年度までの納税者件数、また納税額はどのようになっているのかをお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）令和元年度から令和3年度までの寄附件数と寄附金額について御回答させていただきます。令和元年度、寄附件数5,929件、寄附金額につきましては1億5,057万5,174円となっております。令和2年度、寄附件数は5万8,851件です。寄附金額は8億5,656万4,222円です。令和3年度につきましては、寄附件数25万578件、寄附金額につきましては32億4,396万8,500円となっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）ただいま令和元年から令和3年度の納税者件数、納税額はというようなことで今お答えをさせていただきましたけれども、大変な額であります。3年前、件数が5,900件ぐらい、1億5,000万円ぐらい。令和2年度、8億円あります。令和3年度、32億4,396万円、これは新聞にも載ってございましたが、これは大変な額の伸びようであります。

私はこれはですね、先ほども述べましたけれども、本当に町長をはじめ、職員の皆さん方、

担当課の皆さん方、これはまた返礼品等委託をしておられますそういった業者の方、みんながよくこれは連携を取られてやられている結果がこのようになっていると思います。

全国的にこの数字等が、これも五、六年ぐらい前から、このふるさと納税額につきましてはぐっと伸びているわけでありますけれども、高森町は特にこれだけの納税額であります、このことにつきましてもいろんなところから、やはり高森の町長が先頭に立ってこのことをやっておられる。その結果がこういった額になっているのかなというようなことで大変注目をされていて、よその自治体も頑張らなくてはならないというようなことを皆さん方申し述べておられます。

では、これは今までの令和元年、2年度につきましてよろしゅうございますけれども、昨年度の32億円ほどの金をいただいておりますが、件数も相当な25万と、これは莫大な件数でありますけれども、ここの中でちょっとお伺いしたいのは、最低が幾らから、一番高額の方が幾らまでの方が寄附をなされているのかをまずはお伺いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）令和3年度において、本町へ寄附された方の寄附金額の範囲といたしまして、一番低いものから1,000円からあります。一番高額になりますと500万円ありますので、その範囲内で寄附をいただいております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）すみません、そのまま続けて私が質問しておくならばよかったですけども、この寄附をされている額、1,000円から500万円というようなことで今報告をいただきました。高額の方、500万円の方がいらっしゃいますけれども、この範囲の中で、これは件数が25万件というようなことでございますが、この寄附をなされている方の割合と申しますか、幾らぐらいの寄附額のところが統計的に一番多いのかをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。自席どうぞ。

○政策推進課長（岩下雅広君）自席から失礼いたします。

この25万件の寄附件数のうち最も金額が多かった寄附金額は1万円となっております。この最低は先ほど1,000円からと申しましたけれども、5,000円から返礼品は提供するようにしておりますので、それまでの1,000円、2,000円、3,000円、4,000

円につきましては寄附された方もいらっしゃいますけれども、こちらの方は返礼品目的ではなく、本当に町の事業に応援される方、町を応援される方の寄附となっております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、今の答弁で、本当に町のということになると、ちょっと皆さん一緒じゃないでしょうか。

○政策推進課長（岩下雅広君）すみません、訂正いたします。

返礼品目的ではなく、町の財源としてほしい、町を応援するという思いで寄附をされる方が返礼品の方もいらっしゃいますけれども、それだけで寄附をされるという寄附になっております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）1,000円から5,000円の間の中で、1万円が一番割合的に多かったというような今答弁でございますけれども、これも私はふるさと納税制度について、私は大変な勘違いをいたしておりました。私はこれだけの額が来ておりますので、件数が先ほど25万件でありましたけれども、私はサラリーマンの方であったり、給与所得の方におかれては、住民税等におかれては1万円ぐらいの方、2万円の方ではないと私は思っているわけでありまして、1万円が一番多かったというようなことにつきましては、先ほども私は申し上げましたけれども、これは次の返礼品の扱いについてになるんですが、この納税をされている方、今課長からもお話がございましたけれども、1,000円から5,000円、5,000円からの方に返礼品が送られているというようなことでございますけれども、これは基本的に2,000円の自分の負担がございましてそうになっているんだろうと思いました。

この一番割合の多い1万円の方等が私の自分の今聞いた範囲内、自分の認識の中で、課長、間違っているかもしれませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど申し上げました各自治体には、何回でもできるようになっているようであります。自治体も5自治体まではこれはできるということになっておりますけれども、これ1万円ぐらいの方が一番多かったとしますと、これは返礼品の次のところにもちょっとなりますけれども、これは1万円の方が、これは納税者じゃなくて納税件数にしますと、そういった方々が、1人の方が何度となくこの高森町にされていると、私はそのように今受け取ったわけでありまして、そのような考えでよろしゅうございませうか。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。自席でどうぞ。

○政策推進課長（岩下雅広君）自席から失礼します。

そうですね、お一人の方で何回もこの高森町にふるさと納税をしていただく方もおられます。返礼品の種類といたしまして、お米が今とても人気なんですけども、そのお米がなくなり次第、また次の寄附をされるという方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）次の質問のもう返礼品のところに入ってきましたけども、今返礼品の品物について私今回またお伺いしようと思っておったんですけども、今米についての返礼品とこれは例を、この納税額に対して今返礼品の米のことが出されましたけども、高森町のこの返礼品、サイト関係を見てもみますと大変な数であります。今この数を全部聞くということではできませんので、二、三、何か代表するような、米も入っていると思いますが、どのような返礼品の品物が今お使いになっているかをお伺いします。

以前、先ほどもお話がございましたけれども、冒頭にですね、肥後のあか牛の肉をというように、それは前聞いたことがございますが、そこら辺何点かを返礼品についてお伺いをします。お願いします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。こちらにどうぞ。

○政策推進課長（岩下雅広君）自席から失礼いたします。

人気の順で言いますと、令和4年9月1日現在で約400品の返礼品が登録をしております。人気の高い返礼品の品目で言いますと、まずお米ですね、その次が馬肉、あか牛、黒毛和牛のお肉が人気の順となっております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）ありがとうございます。

今、この品目として400品目、全国の返礼品サイト等見ますと大変な数であります。

今、高森町におきまして、今課長からお答えいただきましたけれども、米、馬肉、あか牛、黒毛和牛の肉ということについて回答いただきましたが、米について質問をさせていただきます。この一つだけですね。米についての返礼品とサイト関係を見てもみますと、大変当町の米が喜んでいただいているところもございます。また、一部、こういった米をもらっ

たけどもどうのこうのというような、あまりいい感じの評価ではなかったところもございませうけれども、この米については、これは高森町の米だけで、これは対応ができるわけではないと思いますが、そこら辺はどのようなことで対応をなされているのかをちょっとお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君） 政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君） 自席から失礼します。

お米について、お答えいたします。本町に返礼品として登録をしておりますお米につきましては、今現在6事業者が取り扱っております。この6事業者のうち、4事業者が町外の事業者となっておりますが、この4事業者は全てJA阿蘇から米を仕入れております。この返礼品は総務省の指定を受けておりまして、その総務省が定めております地場産品基準というのがありまして、その中の一つに区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したものです。ただし、流通構造上、混在することが避けられない場合に限るというルールがあります。このルールを適用されまして、JA阿蘇の1等級から2等級のお米を本町の返礼品として指定を受けております。お米の返礼品を注文された方の評価ですね。レビューにおいしくない等のレビューを記載される方がいらっしゃいますけれども、ほんのごく一部の方の評価でありまして、本年9月1日時点でレビューは1,451件ありまして、その評価は5満点のうちで4.47と全国的に見ても非常に高い評価をいただいております。

また、日本全国、特に東北地方に多くありますブランド米に対抗する手段といたしまして、もう最初からお米に「訳あり」と記載した上で登録をいたしております。その内容といたしましては、粒の大きいお米と粒の小さいお米をブレンドしてお米を販売しております。通常よりも多めの量で設定をしておりますので、返礼品としても人気がある一つの要因だと思われまして。この粒の小さいお米というのは、通常加工用として流通をしているものでございまして、それを再度ふるいにかけて、粒の形が整っております整粒を抽出して、粒の大きいお米とブレンドしております。このような方法で訳あり米として流通させることによりまして、フードロス削減につながり、SDGsの観点からしても非常によい取り組みだと考えております。

また、このお米の卸業者に確認しましたところ、卸業者が保管しているお米の在庫も、仕入れ業者が毎年度在庫総量の10%程度の量を一度に仕入されることもありまして、この返

礼品登録後、在庫が減っているという話も伺っております。それだけ本町の返礼品のお米というのは人気が高く、レビューの高い評価を受けているものと考えております。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 8番、本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、米のことについて御回答いただきました。

米につきましては、この高森、本町だけで対応ができるものではございませんけれども、今お聞きしますと、J A阿蘇に頼んであります。これが総務省指定を受けておられるというようなことで、大変今J A阿蘇におきましては、大変貢献をしているのではなかろうかと思いますが、この1等米、2等米等が一応返礼品として使われているようでありますけれども、先ほどお聞きをいたしました訳ありの米と、今課長から報告いただきましたけれども、粒の大きいやつ、小さいやつをブレンドして使われていると、それがフードロス等において大変貢献をしているというようなことで話されましたけれども、私の評価等について聞きましたのは、やはりこういった品物等が届けられた品、納税者の方がやはりこの訳ありの米等をもらわれた方が、そういうような評価をなされているのかなというようなところで、私はそれはそれなりの米でありますのでそういったことかなというようなところで安心をしたところでありまして、特にこのJ A阿蘇にもいろいろ貢献をしている、そして先ほど私が心配しましたのは、高森の米をもらってまずかったとかいろいろ言われた場合には、この高森町の、そして高森町の農業、水田等をやられている方にとっては、こういったことを言われますと、大変その農家の人たちに影響が出ないかというようなところを心配をしておったところでありまして。

では、続きまして、企業版ふるさと納税について。

企業版ふるさと納税制度・仕組みについてお伺いをいたしますが、これは企業版ふるさと納税は、国が認定をした地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最初6割の税額控除する仕組みであったと。地方創生のさらなる充実、強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度から、先ほども言われておりましたが、その制度改正が行われたというようなことでございますけれども、9割の税額控除になっているとのことでありますけれども、私はこの企業版ふるさと納税につきましては、私の認識不足で、企業がどの町村でも納税できるものかと思っておりました。この対象になるためには、その自治体が努力ですね、地方創生プロジェクト等を立ち

上げなくてはならないということで、この制度についてもその自治体の努力なくしてはこの対象にならないということで、ここでも特に町長の手腕かなと私は感心をしていたところがあります。

では、この制度、仕組みについての詳しいことについてお伺いを申し上げます。先ほども申し上げましたが、間違ったところは訂正されて結構でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。今度は答弁席で。

○政策推進課長（岩下雅広君）先ほど言われたとおりでは間違いありませんので、また今回も補足を含めて説明させていただきます。

企業版ふるさと納税は、正式名称を地方創生応援税制といいまして、平成28年4月に制度が創設されております。この個人版ふるさと納税とは違いまして、返礼品等の経済的な便益を受けることが禁じられております。この制度につきましては、国が認定した地方自治体を実施する地方創生の事業に対しまして、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税金が控除される仕組みとなっております。創設当時は最大で寄附額の約6割が税金控除される仕組みでしたが、令和2年度に税制改正されまして、法人関係税からの税控除される割合が最大で寄附額の9割まで引き上げられました。

先ほど本田議員が言われましたとおり、この企業版ふるさと納税が活用できる事業というのは、市町村があらかじめ策定した事業でないと対象にならないということでございます。本町におきましては、高森まち・ひと・しごと創生推進計画といたしまして、事業認定を内閣府より受けております。これで令和6年度までの企業版ふるさと納税の受け入れに関しまして、四つの事業計画を策定しております。企業版ふるさと納税により寄附していただいた寄附については、これまでありますけれども、この事業の認定を受けた事業に紐づけをいたしまして、活用させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）ありがとうございます。

この企業版ふるさと納税につきましては、今課長からいろいろ回答をいただきましたけれども、こういった事業認定等を国に申請をしなくてはならない。またこれは令和6年までそういったことについての認定がなされているようでありまして、これもどこの町村が多

いとか少ないとかという話を聞くことがございますけれども、これはこれなりにその自治体が努力をなされて、そういったことでこの高森町の企業版ふるさと納税額になっているのかということで、私も感心をしておるところであります。

今、高森町で行われております、これはもう返礼品等ございませんので、地方創生プロジェクト等についての今の現況についてを簡単でようございますのでお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。自席で結構です。

○政策推進課長（岩下雅広君）自席から失礼いたします。

プロジェクトの内容といたしまして、今高森町のほうで認定を受けております事業といたしますのが、一つ目に、「稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする」事業、その次に、「高森町とのつながりを築き、新しいひとの流れをつくる」事業、3番目に、「高森町での結婚・出産・子育ての希望をかなえる」事業、4番目に、人が集う「安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」事業としております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）今、五つ、六つ、その事業等やられておりますことについて報告をいただきました。

時間もありませんので次にいきますが、この納税者件数・納税額について、この企業版ふるさと納税についての、納税者件数・納税額がどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）企業版ふるさと納税制度により寄附していただいた企業については、了承が得られた企業のみ、町のホームページでその都度企業名を公表させていただいております。今回の答弁におきましては、企業数とその年度ごとの寄附総額についてお答えさせていただきます。

令和元年度、1社でございまして160万円、令和2年度、4社で1億4,760万円、令和3年度、40社ありまして2億1,044万円となっております。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）今、納税者件数・納税額についてお伺いをいたしました。

令和3年度、2億円ほどの金が、企業版ふるさと納税として納税額が上がっております。

これも先ほどから何回も申し上げますけれども、町長の努力であると思います。

では、高森町からの他の市区町村への納税件数・納税額がどのようになっているかを、これも参考のためにお伺いをいたします。

○議長（佐伯金也君）政策推進課長、岩下雅広君。

○政策推進課長（岩下雅広君）8番、本田議員の御質問にお答えいたします。

高森町から他市町村への納税者数・納税額についてお答えさせていただきます。

令和元年度、21名、寄附額は146万500円、これは総額です。令和2年、43名、294万2,000円、令和3年、80名、1,502万8,409円となっています。

以上です。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）これは参考のために、他の市町村への納税件数・納税額等をお伺いいたしました。

令和元年につきましては、20件の146万円と、令和2年、43件の294万円、昨年度におきましては80件ほどありまして、1,500万円というようなお話を今お伺いいたしました。

これも昨年度についてこれは金額が少し上がっておりますけれども、私はよその町村からこの高森町はいただいておりますし、私はこれだけこのふるさと納税についての認識、理解等をなされている方がいらっしゃるんだというようなことで、私は何もこの金額が出ているから、私の気持ちとしては、こういった制度等をうまく利活用されている方はこれでいいのではなかろうかと私は思っております。

もう時間、最後になりました。町長のしゃべる時間が短くなりましたけれども、町長の今のふるさと納税についての今後の制度等についての考えをお伺いをいたします。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（佐伯金也君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）まずは全国から多くの方が納税をしていただきまして、改めてお礼を申し上げます。

これは議員も御存じのように、これまでのほかの方の一般質問でも何度も答えてまいりました。一番の目的は、この制度を活用して町が稼いで町のために豊かな財源をつくることです。出口は地域と町民ということです。

ここで議員も今回またかなり勉強されてましたのでお分かりだと思いますが、町が稼ぐということですね。これは大きな都会であれば一商業者だったり、一農家だったり、一工場だったり稼ぐことができます。ただ、この小さな自治体では自治体が稼いで、それを地域に落とす、産業に落とすというところです。

ただ、落とすためにも納税者の寄附をされるときに、これに使ってくださいというところが意見がございますので、そこに添った形でじゃないと基本は使ってはいけないというふうを考えております。

今言いましたように、例えば、レビュー、米のことをおっしゃいましたので、これもよく勘違いなされる方がいらっしゃるんですけど、これは食品表示法で高森町が売っているお米もほかの自治体が売っているお米も全部熊本県産米なんです。個人のブランド化というのは、個人の方がしていただかなければいけない。これも何回も言ってきましたけど、ブランド化されるのであれば、ブランド化するためのバックアップは、町が稼いだふるさと納税だったりでどんどんやっていきますよというところです。行政は県産米の流通をしているJA、例えば阿蘇だったら阿蘇の米というところになります。ここを各自治体が逆に言いますと、最初の段階で私から見ると間違った認識をして、個々を目立たせようとして寄附額が増えなかった。でもここに気づいた自治体は切り返して、ほとんどのところが、近隣もそうですけど一気に伸びています。これはまた伸びてくるでしょう。

ただ、高森はそこに早くこの制度に気がついたということがございます。今後も現在は大変チェック体制が、総務省、これ厳しくなっておりますので、毎年毎年総務省の法律のもののルールに添ってクリアしているということも課長が言ったとおりです。

また、これ米の評判が非常に高いというところは、これも金額の実績が物語っている。寄附される方が毎年リピーターとして増えていっているからこそ、毎年増えているというところです。評判が本当に悪ければ、寄附額は容赦なく下がってきます。これがECサイト、WEBサイトの典型的なことなんです。これは理解していただけるのではないかなと思っております。

この制度の考え方は、最初に申し上げましたとおり稼ぐこと。そして、稼いだお金を寄附者の意向に添ったかたちで教育や福祉や産業に使っていくこと。私の3期目のマニフェストにも稼ぐというところを謳っております。私の任期中は町長として、現在の国の制度であるふるさと納税を活用するという判断で、これまでの答弁どおりでございます。

また、最後に、議員がおっしゃっていただきましたので、企業版ふるさと納税についてですね、これもやっと浸透をしてきましたので理解をなされている方も増えてきていると思いますが、法人税が9割控除されるというのは最大でありまして、実は寄附してみても、その後決算を受けないと民間会社はわからないんです。だから、9割も補助されるなら、これはやってもらいたいという私たちから見ると甘い考えがありますけど、企業は寄附した以上は株主総会を通さないといけないんです。

ですので、例えばの話ですね、町も制度をきちんと計画をつくらないといけないんですけど、そのときにその企業にお示したその計画、そしてその企業の理念やビジョンや思いに対して、高森町はこういうふうに応えますというところの約束が履行されているかどうかというのは、企業というのは毎年株主総会で報告をしている企業が圧倒的に多いんです。株主から見ると、自治体の事業に寄附するよりも、自分の職員、つまり従業員の方の福利厚生を上げてあげればいいのか、ここに投資すればいいじゃないかという声は多々出てくるんです。でもその株主の人に納得してもらうためには、町が計画した計画どおり、そしてそれに伴う、例えば地域に落としたとするなら、その地域が約束したこと、そのことがきちんとされているかというのを、ここをきちんと企業というのは毎年見ていっているんです。だからこそ9割の控除にならなくても、5割でも6割でも最終的に地域に貢献したというかたちを企業がすごく喜ぶというところなんです。

例えば、南阿蘇鉄道だったら2億円ぐらい企業からやっていただきました、2億円以上。これはアクセス30分台構想、つまり肥後大津までの乗り入れと、これに対して一番寄附が集まっているんです、企業版ふるさと納税の。高森高校に関しては、マンガ学科の寮だったり、ここに集まっています。つまり、企業版ふるさと納税で、そういう公的に近いもの以外の、例えば道路を改修したりするのはすごく難しいことです。そういう中でも、今後企業版ふるさと納税も議員さんたちのバックアップをいただきながら、できるだけ町の施策をアピールして稼いでいければいいかなと思っています。

あと最後に、私たちはあと半年ですので、議員も同じだと思いますが、このふるさと納税は、議員、野球されるのでよく御理解されていると思いますが、今年の夏の高校野球を見て、私もずっと野球をしてましたので、随分昭和の世代と変わったなと思いました。ほとんどがデータを活用した相手の戦略なんですね。だから、昔みたいに夜中まで練習して、素振り何千回やってというところではなくて、上位に入っている高校は全てデータを活用した野球を

やっております。このふるさと納税もそうです。例えば、ビッグデータを基にマーケティング、そのマーケット、ふるさと納税ってホームページの中で完結する商売なんですね、ある意味。その中でビッグデータを持っている会社にみんなこの自治体も契約したがるんです。それはそうです、だって制度が始まって10年ぐらい経ってますので。例えば、うちで10年経てば250万件のデータを持っていますので、そういう会社と契約したいと。ただ、そういう会社が10年前からやっている会社はあんまりないんです、まだ、ふるさと納税で。だから、ある程度その会社もキャパがあるので、もう今自治体を逆に断っている、民間の会社が自治体からの依頼を断っている状況が今新たに現れてきていると。

じゃなぜこの自治体を選ばれるかと言いますと、そのお金の使い方、分かりやすく言いますと、道路を改修したり、そういう昔ながらのあれではなくて、教育だったり、福祉だったり、産業育成だったり、次世代の育成のところに使っている。つまり、そのマーケティング会社のビジョンに合ったお金の使い方をやる自治体に契約をしたいというのが顕著に現れてきていると思っています。ですので、今後私たちの任期が終わった後、来年、令和4年、5年は、私は8,000億円から1兆円近くまでふるさと納税の総額が増えるのではないかなと予想しています。

もう前と違ってデータを活用した戦略をやっていかないと、自治体同士の競争といっても過言ではありませんので、私はそこには乗り遅れて、特に小さな町ですから頑張っていくべきではないかなと思いますし、今年は熊本市内の大きな都市ですね、私たちから見たら大きな市や町がいよいよ本気になって、ふるさと納税を町の政策の3本柱の一つにあてるような、財源獲得のために、そういう時代に今はなってきましたので、より競争が生まれますが、しっかり総務省のルールを守った上で、できるだけ頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君。

○8番（本田生一君）大変申し訳ございません。昨日も職員の皆さん方にはちょっと超過しました。私も時間がちょっと超過したようでございますけれどもお断りを申し上げます。

今、町長から最後の御意見等聞かさせていただきましたけども、本当に町長の気持ち、町が稼いでその自治体が、納税者の方々の希望によってこういった寄附が使われております。また今後におきましても、町長、今データ等を活用されてまだまだ今後も伸びる。私も今日見たところによりますと、一度は納税された方々は、割とそのまま次年度におきましても納

税をされるような感じになっております。

今後とも私どもこのふるさと納税には本当に恩恵を受けております。町長さん方、職員の皆さん方、大変御苦勞でございますが、今後ともこの財源確保におきましてよろしくお願いを申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐伯金也君）8番、本田生一君の質問を終わります。

ここで、休憩に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐伯金也君）それでは、午後1時10分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後0時11分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）休憩前に引き続き一般質問を続けます。午後からの質問でございますから、質問者の方は声高く、気が引き締まる質問をよろしくお願いいたします。4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）皆さん、こんにちは。昼から一番の質問でございます。一番辛いときでございますが、しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

コロナ禍の影響で令和2年から令和4年の現在まで3年間ほど、学校行事に総務文教委員会として、また議員としてなかなか不参加でございました。学校の現状、子どもたちの状況が不明瞭な点なので質問をいたします。

現在、小学校のトイレの便器は一応洋式化が進んでいるかと思いますが、現在ほどの程度洋式化になっているか。また、和式型便器が幾つか残っているか、そのあたりが一つと、小学校の課外授業で（ショウガイ）の地域に行った折、トイレ行列ができていたことがあると伺ったことがございます。理由といたしまして、個室の数はあるのに便器の形が和式のために用足しができないので行列になっていたと、そういうこともございますので、もしも災害時のことなどを考えると、和式便器の使用方も教えていく必要があるのではないかとそういうことも一つございまして、質問を入れるということでございます。

また、以前の質問で、机の天板寸法のことをお聞きしたかと思いますが。ちょうどその頃は

天板交換をしている時期であって、また途中であったかと思っておりますが、天板の交換は完全に済んでいるのか。

今回、高森高校のオープンキャンパスに参加をさせていただきました。その折にちょっと教室なんかを見て回ったところ、天板は大きく前の部分に拡張ツールが付けてございました。たまたま高校生の生徒にどういう塩梅かと話を伺ったところ、大変利便性が上がって使いやすいですよと明るく答えてくれたものですから、高森小学校、中学校あたりは、そのあたりはどのようなふうになっているのか、再度確認をしておきたいというところでございます。

もう一つ、置き勉強についても平成30年12月に一応質問をしております。その後の対応はどのように変わったか。当時は置き勉強の認識がまだあまり薄く、先生たちも認識をされていなかったような感じでございます。現在のICT教育が進み、また教材等の内容数量なども変わっており、カバンの中にタブレットなどの中身が増えてきているかと思っております。コロナ禍の影響で水筒などの荷物もまた増えてきているんじゃないかと、そのような中で、学校の不使用の教材を学校に置いて帰る置き勉強、このあたりの現状はどうなっているかということをお聞きしたい。

ただ、トイレ関係で、最近男子トイレにサニタリーボックス、いわゆる汚物入れですね、そういうところが設置してあるところに入った記憶が私もございまして、何でこういうところに、男子トイレに汚物入れがあるのだろうか、そのあたりではその程度の考えしかございませんでしたが、ちょっといろいろ聞いていくと、膀胱がん及び前立腺がんの方たちが使用する尿洩れパッドなどの処理に利用されているということをお聞きしまして、高森町の公共施設あたりのトイレに設置をするのを、今後の予定として確認をしておきたいと思っております。

次の質問内容は、お先にお断りしておきますが、本来ならば女性議員が質問をされるべき問題であります。高森には女性議員がおられませんので、代表で私が質問をすることにしたしました。

生理の貧困が最近社会問題になっておりますね。小中学校では生理用品をどのように取り扱っているのか。保健室に置いてあるとは思いますが、思春期の女の子にとって保健室でもらうのは苦痛に思う子もいるのではないかと。私にも娘がおりますので娘に聞いてみたところ、保健室でもらったことはない。友だちとの貸し借りで済ませていたということをおうちの娘は言っておりましたので、そのあたりもちょっと兼ねて伺っていきたくと。コロナ禍で仕

事ができずに生活困窮の家庭があるのも事実であると思います。生理の貧困になっている子どももまたおられるかということも事実だと思います。小中学校の女子トイレに生理用品が設置されていれば、子どもたちも安心して学校に来れるのではないかと思いますので、最近ではまた大きい施設の女子トイレに自動販売機が設置してあるところがあるそうです。我々男には一生見ることがないものですが、公共施設の中にそういうのを設置するのも一つではないかというのが一つでございます。

また話は大きく変わりますが、今回は上色見地区に限って水道問題のことを伺いたいと。前原地区に新しくボーリングをして給水できるようになったので安心して喜んでいたところ、最近古い配管からの漏水が多々発生して、修繕工事が行われておりますが、住民の皆さんからもたびたびお叱りのお言葉を受けております。まずは漏水箇所を見つけるのがとても大変なのはわかりますが、見つけて修繕をして、また次漏水の繰り返しの状況でございます。

特にひどいのが中原地区のフォークスクール前の道路で、約150メートルぐらいの間で10カ所の修繕箇所がございます。また、フォークスクールから大村入り口、国道までの約1キロぐらいの間で二十五、六カ所の修繕箇所を数えてまいりました。道路はつぎはぎだらけの状態ですが、このような道路はあまり私も見たことがないのでちょっと気になりまして今回の質問になってきます。特にフォークスクールではいろいろイベントをされて、県外からも観光客も多数来られますので、つぎはぎだらけの道路はあまりよい印象を持たれないのではないかと。

また、そういう修繕工事に伴う工事費の問題があり、1回の修繕工事に数万円から数十万円の工事費がかかっておりますが、緊急を要する工事なのに、資材代とか機械代が現状と合っていない区画で工事をしなければならないことがあるということを業者からお聞きします。工事単価はどのように設定をされているのか、そこを伺いたいと。

以上、小学校関連の質問、公共施設などのトイレ関係の質問、上色見地区の水道関連の質問、工事単価等の質問をしていきますので、担当課の皆さん、一つよろしく願いをしていきたいと思っております。

それでは、まず第1に、以前私もトイレ工事の洋式化を携わったことがございますので、その後、小学校、中学校あたりのトイレの洋式化の現状、また和式トイレあたりが残してあるのか、そのあたりの現状を伺っておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君） こんにちは。町立学校のトイレの洋式化に係る経緯として御説明申し上げます。

まず、昨年12月、高森町教育研究会すこやか部会が健康教育部門として熊本県教育功勞（優秀教職員組織）表彰を受けました。その報告として、すこやか部会が町長を表敬訪問をされた際に、代表の養護教諭から直接町長のほうに、学校内の全てのトイレの完全洋式化をお願いしたいということで要望がありました。このことを受けまして、ふるさと納税事業の一環として直ちに取り組み、今年の夏休み期間中までに校舎内の全ての便器の洋式化を終えております。学校現場からは感謝の声が届いております。なお、和式トイレにつきましては、屋外の附属施設などに一部残っている状況です。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 完全洋式化になっているということでございますので、今和式トイレは屋外に数台残ってあるということでございます。先ほども申しましたように、今の子どもたちは和式でしゃがんでトイレで用足をするということがほとんどないかと思えます。たまにはそういう家庭もございますのでされるところもあるかと思えますが、今後、和式でも一応用足しができるような指導もたまにはやっていかないと、もし災害時に仮設トイレとかポータブルトイレの和式しかなかった場合とかは、なかなかそういうところで用足しできない子どもたちが増えてくる可能性もございますので、学校のほうとしてもそこあたりも考慮されて指導をされるといいんではないかと、そこらあたりは学校、また教育委員会のほうで検討をいただきたいと思えます。

次に、机の天板は平成29年12月に質問をいたしております。先ほども申しましたように、順次換えていっていったというような記憶もございますが、天板がたぶん変わっておっても、高森高校の現場で見た、前に、ここに拡張ツールという天板につぎ足すようなそういう商品も今出てきております。そのあたりも含めまして、高森中央小学校、中学校、また東学園あたりの現状をお伺いしたいと思います。

○議長（佐伯金也君） 教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君） まずは天板につきましては、いわゆるJIS規格、新旧はありますけども、全ての小・中・義務教育学校の机につきまして、新JIS規格での入れ替えを終わっているところです。

また町立学校における全ての児童・生徒用机につきましては、昨年10月、全国に先駆けていち早く天板拡張器具の導入を完了しております。この製品は発売前から町長が大変注目されておりまして、今日は議長のほうに許可いただきまして実物をお持ちしていますが、こういう製品になります。これが天板にそのままはめるだけで10センチほど幅広くなりまして、ここに返しがありますので鉛筆とかも落ちないようにしております。これを完了しましたので、タブレットや教材などの落下を気にすることなく、授業に集中できるよう学習環境の改善を図るために、県の新型コロナウイルス感染症対策総合交付金を活用し導入したものです。児童生徒、先生方にも大変好評で、先ほどおっしゃったように高森高校も導入されて、ほかの学校や教育委員会からもお問合せが相次いでいるところです。

以上です。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）天板はJIS規格が変わってから付け替えができてという、拡張ツールはさすがに高森の町長はスピード感ございまして、昨年10月に取り付けたということでございます。まだまだこの拡張ツール自体はそんなに普及していないので、早急にどこから見つけられたかなと思いましたが。ちなみに事務用品のコクヨはまだ今月ようやくそういう商品を発売するというぐらいの、そういうスピード感で拡張ツールが付いているということは、さすがに進んでいる、スピード感を持った教育をしていらっしゃる、ありがたいことでございます。

続きまして、置き勉に対しては、先ほども言った平成30年12月でしたが、まだ当時は先生たちもそこまでは問題視されていなかったように思っておりますが、最近また子どもたちの体形及び教材が大きくなった、増えた、そのあたりで置き勉問題が問題になってきているということでございます。高森の小学校が主ですね、小学校の低学年が一番、カバンの重さに対して体格がまだまだ整っていない。一般的にカバンの重さは体重の1割ですね、10%程度、通常2、3キロの重さが普通ということになりますが、小学校あたりで今そのような置き勉の対応等はどのようにされているか伺っておきます。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）町立学校におきましては、登下校時の荷物を少なくして児童生徒の負担を減らすために、使用しない教材は学校に置いて帰るよう、いわゆる置き勉に取り組んでおります。ただし、家庭学習等で必要であれば、児童生徒が自ら判断し、必要な

教材などを持って帰ることもあります、極力置き勉を行うよう指導をしているところです。  
以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）置き勉に関しては推奨されているということでございますが、これは非常に言いにくいことではございますが、現役のお母さんたちの話を聞くと、まだまだ置き勉は許可が下りていないと。極端な話で言えば、置き勉すると先生から叱られるというような現場からの意見もございますので、今一度学校と協議されて、そこあたりが緩和されるようにお願いをしておきたいと。カバンの重量等も一度計ってもらいたいと思います。5キロ以上はあるカバンをみんな担いでいるんじゃないかと、そういうところも今一度協議をいただきたい。

それと、以前に伺いました小学校関係に対してましてはこれで終わりますが、次にトイレ関係でまだ二、三点ございまして、7月2日の熊日で、県内公共施設の男性トイレにサンタリーボックスを設置するということが発表されております。健常者には必要ないものではございますが、先ほど言いましたように前立腺や膀胱の病気の方たちには必要なものであると。前回私もLGBTの関連の質問もいたしました、社会の多様性に配慮して設置した町もございました。高森町は年度内に設置を検討とはなっておりますが、どこにどういう形で設置、またどういう表示の仕方を考えておられるか、そこあたりを答弁いただきます。

○議長（佐伯金也君）生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君） こんにちは。

議員おっしゃられますとおり、近年、前立腺がんや膀胱がんの手術を受けた方や高齢者、トランスジェンダーへの対応など男性用トイレにおける汚物入れ、いわゆるサンタリーボックスの設置に対する働きかけが進んでおります。現時点では生活環境課で管理している公共施設への設置はありませんが、時代のニーズに合わせた対応を行うことも重要と認識しておりますので、今後は関係課と協議を行い、設置に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐伯金也君）総務課長、馬原恵介君。

○総務課長（馬原恵介君）総務課のほうでは、防災公園及び役場の庁舎、隣のセンターにつきまして管理をしております、先ほど生活環境課長が答弁いたしましたとおり、今のところ設置はございませんが、ほかの公共施設に先駆けまして、役場庁舎及び隣接する総合センター

の男子トイレ及び多目的トイレ計14カ所に、遅くとも今月中にはサンタリーボックスを設置する準備を進めております。

表示方法ということでございましたが、特段トイレ等に表示をすることなく、ホームページ等で、役場等に一部の施設については、こういったサンタリーボックス等を設置しましたという感じで広く知らしめたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）答弁ありがとうございます。

今月中に検討されるということで。まずは公共施設ですね、生活弱者というか、そういう体に障害のある方たち、また私たちがいつお世話になるかも分からないということで、なかなか人々に優しいまちづくり、そういうこともやってもらうと町の評価も上がっていくかと思っておりますので、よろしく御検討いただきたいと思っております。

続きまして、また先ほど申し上げたように、男の私が女性の問題を質問するのは限度がありますし、答弁も男性課長ですので、限度もございます。そこを留意されて聞かれていただきたいと思っております。

最近、生理の貧困が問題になっていることで、コロナも関係して経済的理由で生理用品が買えない家庭がございます。それで小中学生の生理の貧困ということでございますが、小中学校の子どもたちには大変な思いをしている子もいるかと思っております。保健室には常備してあるから保健室に行けばと大人は思いますが、思春期の女の子たちにそれが簡単にできるかということはちょっと疑問でございます。先ほど申しましたように、私の娘たちは友達同士で貸し借りで済ませていたというような話も聞いております。そのためにも女子トイレに生理用品の設置は必要かと思っておりますが、そのあたりの答弁をお願いします。

ちなみに、熊本県は1日に県立の小中高の女子トイレに置く、また最近、9月7日には早い段階で県がこれを先行しておりまして、設置を決めております。各町村ではなかなか難しいことかと思っておりますが、スピード感を持った学校教育を進めて、高森町としてはそういうのも必要じゃないか。そういうことを懸念しておりますので、生理用品の設置は必要かと思っておりますが、まずはその答弁をお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）教育委員会事務局長、緒方久哉君。

○教育委員会事務局長（緒方久哉君）現在、町立学校におきましては、トイレに生理用品をあら

かじめ置いておいて、児童生徒が必要なときに自由に持ち帰るという対応ではなく、やはり保健室に常備しておいて必要であれば保健室で受け取れるようにとすることとしております。また、生理用品だけではなく何か困ったことがあれば、いつでも保健室に相談に来てくださいねといったリーフレットをトイレに掲示しております。

なお、コロナ禍などによる経済的理由で生活が困窮していて生理用品が購入できないような場合には、それぞれのケースに応じて、生理用品に限らず全体的な包括的な生活支援、教育的な配慮が必要となります。その背景にあるそれぞれの事情を踏まえ、生徒、児童側へとしっかり寄り添った丁寧な対応ができるよう、今後も継続して取り組んでまいります。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） 思春期の子もたちが相手ですのではなかなか難しいことかと思いますが、よろしく検討をいただきたいと思います。

学校への設置とは別に、これは女性職員からの提案がありまして、今後新しくできる高森駅、また観光交流センター、これは今バスターミナルになっておりますね。それと防災公園などに生理用品の自動販売機を置くなどすると、観光客や公共交通利用者などの増加が上がり、高森町の印象がよくなるのではないかというような提案を行っておりますので、このあたりに対しての答弁を担当課の方、よろしく願いいたします。

○議長（佐伯金也君） 生活環境課長、津留大輔君。

○生活環境課長（津留大輔君） 現在、現時点で町管理の公共施設に生理用品の自動販売機は設置しておりません。公共施設のトイレに自販機を設置する場合のリスクとして、金品の盗難目的による自販機の破壊被害や自販機の運用に係る新たな業務など、設備の管理運用面、予算やマンパワーの確保等の課題についても考慮する必要があると考えています。

しかしながら、施設利用者の利便性向上という面では行政サービスが拡充し、町のイメージアップにもつながると考えられますので、今後の対応につきましては関係課と協議を重ね、慎重を期して検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐伯金也君） 4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君） はい、ありがとうございます。

高森駅が今度新しくなりますので、そういうところに置くのは一つの手かと思っておりますので、

いい提案かと私も思いますので、ぜひ今後検討をいただきたいと思います。

次に、水道関係で、今私の手元に上色見地区の大村中原の地区の水道工事の修繕記録がここにございます。令和2年度、3年度分の施行で、各令和2年度10件、令和3年度も10件、合わせて20件、2年の間に修繕工事が行われております。そのうちの大村地区が5件、中原地区が12件、その他3件とございます。

中原地区が多いのはどうしてか。特に先ほど申しましたフォークスクール前の道路は数メートルおきに修繕の跡が見られます。水道管の老朽化も考えられますが、今の現状と修繕の回数等、そこあたりを伺いたいと思いますので、建設課のほうですね、よろしく願います。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。

○建設課長（岩下 徹君）今議員がおっしゃられましたように、上色見地区におきまして、特に平原の水源地とする中原地区、大村地区において近年修繕工事が多発しております。修繕の内容につきましては、水道本管及び引込管の破損によるものが主なものでございまして、議員言われましたように令和2年度と3年度において、それぞれ同数の10件ずつ発生しております。令和4年度につきましては、個人宅のバルブ修繕が1件、これが6月に発生しているのみでございますが、当地区の配管が整備されておりますのが昭和55年頃から平成2年頃にかけてということでございまして、管の老朽化等による接手部分の破損、これが修繕の主な原因となっております。

以上でございます。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世志君。

○4番（牛嶋津世志君）昭和55年から平成2年ということで、本管取替工事の時期にもうきているのではないかと思います。上色見地区に限らず高森町全体がそういう時期にきているかと思いますが、今後の計画として水道管本管工事等の計画等はございますか。また、なければ今後どういう計画でもっていくか、そこあたりを伺っておきたいと思います。

○議長（佐伯金也君）建設課長、岩下徹君。自席でどうぞ。

○建設課長（岩下 徹君）自席から失礼させていただきます。

高森地区、大村地区の修繕につきましては、令和2年度と3年度で合わせて20件と申しましたが、町内全体ではこの令和2年度、3年度で合わせて149件の修繕を行っております。中原、大村地区もそうですが、整備後40年を超える施設が大半でございまして、今後



よっと見てまいりました。

この積算の仕方が、今後水道、または建設課と相談して、検討して一応変更をまた提案しようかと思いますが、積算の仕方が現状に合っていないというか、現状では幾つも項目が分かれておって、そのトータルで幾らとか、そういう請求の仕方がされます。機械等のリースとか特にございます。それとか生コンとか、ただ製品代だけじゃなくて空車両とか、大きい車で運べば幾ら、小さい車で運べば割増しが幾らつくとか、そういう量とかによっても多少の金額差が出てまいりますので、このあたりは、今後建設課のほうと協議をしながら訂正をいただくということで進めていきたいと思っておりますので、これは答弁は今日はもういただきませんので、いいかと思っております。

最後に、この水道工事関係は産業厚生委員会の範疇ですので、今後産業厚生委員会のほうをお願いをすることで、今町長が答弁にございました。私が最後にそれを言って終わろうかと思ったことにございますので、一応最後。

私も水資源対策特別委員会の委員長でもございますので、水資源対策特別委員会の取扱いの一つに、高森湧水トンネルの水源の補償問題にございます。このトンネル工事も長らく続いておりますが、現状を見直す時期に来ているのではないかと私も常々思っております。

我々も来年改選でございますので、改選後、またここに私が立っているかということは保障はございませぬので、新しい議員の皆さんでぜひ議題に上げていただき、見直しを図っていただきたいと。また町長と同じような私も気持ちを持っておりますので、以上、来年度の新しい議員さんたちの宿題としてお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（佐伯金也君）4番、牛嶋津世君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後1時53分